

企業の皆様へ

派遣費用
無料

合理的配慮 アドバイザーを 派遣します！



障害者差別解消法が改正され、
令和6年4月1日から事業者による
「合理的配慮の提供」が義務化されました

合理的配慮とは…障害のある人から何らかの対応を求められたときに、
負担が重すぎない範囲で対応すること

このような悩みはありませんか？

合理的配慮って
具体的に
何をしたらいいの？



お客様の御要望に、
どこまで対応したら
いいのかわからない。



従業員に
どんな研修を
したらいいの？



皆様の疑問点やお困りごとに応じて、アドバイザーを派遣します

- 例 ・ 障害のある人への理解を深めるための研修会への講師派遣
- ・ 想定される合理的配慮の好事例紹介
- ・ 発達障害のある人に配慮した情報提供やコミュニケーションの工夫 など



疑問点やお困りごとに
応じた研修や相談が
可能です！



研修の様子

【問い合わせ・申込先】

〈事業受託者〉一般社団法人静岡県社会福祉士会

電話：054-252-9877 メール：shizuokacsw@yr.tnc.ne.jp

【担当課】

静岡県健康福祉部障害者政策課 電話：054-221-3599